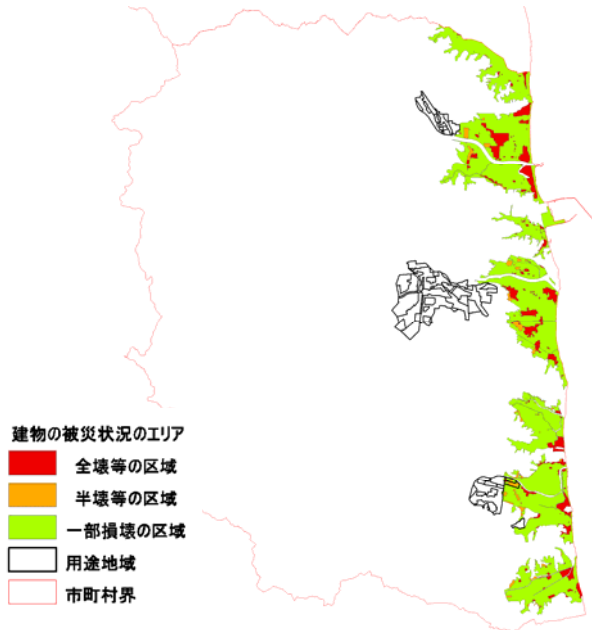


東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その25)

南相馬市 調査総括表(1/8)

調査番号	その25	県名	福島県	市町村名	南相馬市			
<b>1. 被害の状況等</b>								
(1) 被災前の人口(H22.10.1)			(2) 浸水被害状況図					
総人口	70,878人							
<b>年齢階級別人口</b> <small>注) 年齢不明があるため総人口と一致しない</small>								
項目	0-14歳	15-64歳	65歳以上					
人口	9,649	42,196	18,809					
比率	13.7	59.7	26.6					
(2) 人的被害の状況(H24.1.31 現在)								
死者	631名							
行方不明者	7名							
(3) 都市計画等の状況								
都市計画区域	一部都計							
市街化区域	区域区分無							
用途地域	用途地域指定有							
(4) 建物等被災の状況 ※割合は行政区域等の各区域に示す割合								
区域	総面積 (ha)	全壊区域		半壊区域		一部損壊区域		流出棟数
		面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	面積(ha)	割合(%)	
行政区域	39,850	419.5	1.1	112.0	0.3	6321.2	16.0	2,875
都市計画区域	20,286	419.5	2.1	112.0	0.6	6321.2	31.4	2,875
用途地域	1,048.6	1.4	0.1	10.0	1.0	10.9	1.0	9
<b>2. 復興計画の策定状況</b>								
(1) 復興計画等の策定状況								
	名称	策定年月日	委員会	パブリックコメント				
復興計画	南相馬市復興計画	平成23年12月	有	有				
その他の方針・計画	—							
(2) 復興計画の策定方法等での特質(住民参加・大学との連携等・方向性の変更等)								
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民意向調査：市内5,012世帯に対するアンケート調査</li> <li>・ 住宅再建意向調査：被災被害を受けた全世帯1,483世帯に対するアンケート調査</li> <li>・ 復興市民会議：計7回開催 (①7/2、②7/17、③8/6、④10/1、⑤10/15、⑥11/2、⑦12/18)</li> <li>・ 子どもからの意見：小学生・中学生の意見を計画に反映</li> <li>・ 復興有識者会議：計2回開催 (①7/31、②10/8) 有識者9名 (学習院大学 赤坂教授、東京大学医科学研究所 上特任教授、長野県飯田市産業経済部 桑原部長、福聚寺 玄侑住職、建築家・工学院大学 中村教授、株式会社日本政策投資銀行 地域振興グループ参事役 藻谷氏、足利工業大学 (南相馬市復興市民会議副委員長) 築瀬教授、福島大学(南相馬市復興市民会議委員長) 山川教授)</li> <li>・ 復興シンポジウム：パネリストは復興有識者会議委員 (11/27開催)</li> </ul>								

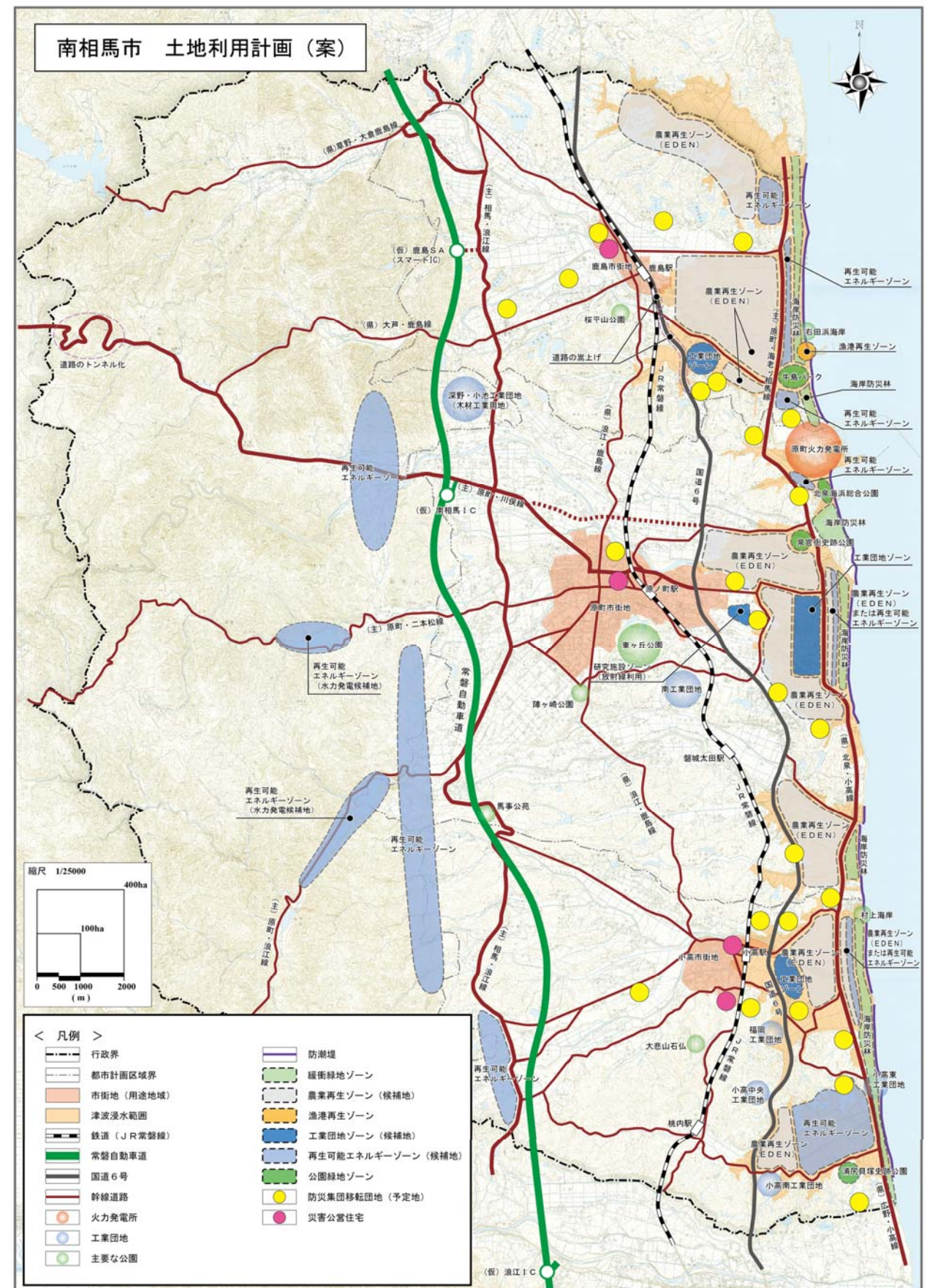


南相馬市 調査総括表(2/8)

3. 復興計画の概要(市町村全体)

(1) 整備の基本的な考え方	(2) 整備にあたっての基本的な方針	(3) 復旧構想図(市町村全体対象)
<p><b>1 都市構造の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防潮堤・海岸防災林等を配置し津波防災を基本にするまちづくり</li> <li>津波被害を受けた住宅地の移転は、安全な高台や市街地周辺及び市街地内に確保</li> <li>津波被害を受けた農地は、農用地として再生する一方、海岸防災林や再生可能エネルギー基地、工業団地として利活用</li> <li>再生可能エネルギーによりエネルギーの地産地消と安全・安心なまちづくり、新たな産業振興を促す機能の導入</li> <li>市民が親しみを持つ海岸風景の再生、市民憩いの場としてのレクリエーション施設の整備を行い、自然と共生した環境の創造</li> <li>地域コミュニティ、景観・環境に配慮した地域復興</li> </ul> <p><b>2 津波への対応</b></p> <p>L1：海岸保全施設（防潮堤等）の整備により生命財産を守る。 L2：今次津波及び津波シミュレーション結果を勘案し、津波被災地域は災害危険区域を指定し、住宅建築を制限する。また、避難（「逃げる」）ことを基本とする土地利用を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>海岸防災林の整備による浸水軽減</li> <li>今次津波で浸水被害を受けた地域の防災集団移転</li> <li>津波避難施設整備、防災無線、ハザードマップの整備や避難訓練の充実等の対策を講じる。</li> </ul>	<p><b>海岸堤防整備方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>L1 対応の防潮堤を整備（TPT.P.7.2m）</li> </ul> <p><b>河川堤防整備方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>河川堤防については、防潮堤の高上げに合わせて堤防高を嵩上げ</li> <li>河川幅については、再検討を加えて再整備</li> </ul> <p><b>2 線堤等の方針（含む緑地）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>沿岸部に海岸防災林を整備</li> <li>津波被災地域の農地復旧と併せて県道等を再整備</li> </ul> <p><b>市街地整備の方針（津波被災地域）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今次津波浸水深4m超の集落は、概ね災害危険区域に指定し高台に移転</li> </ul> <p><b>交通体系の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波被災地域における道路の再整備</li> <li>津波被災地域から東西方向への道路は避難路として再整備</li> </ul> <p><b>避難体系の方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災行政無線等の整備による情報伝達体制の充実強化</li> <li>一次避難場所→指定避難所→拠点避難所のネットワーク強化</li> </ul> <p><b>産業地域の復旧方針</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>津波被災地域の農地は農用地として復旧</li> <li>真野川漁港を復旧</li> <li>沿岸部の農地は、農地復旧、工業地や再生可能エネルギー基地へ活用</li> </ul>	
<p><b>地区別の方針の概要</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全地区の防潮堤をL1対応高さに嵩上げ</li> <li>全地区の沿岸部について、海岸防災林（津波防災緑地）を200m程度整備</li> <li>全地区の津波被災地域を津波防災の考え方を踏まえ、災害危険区域に指定して住宅建築を制限し、住宅地を安全な高台や市街地周辺及び市街地内に確保</li> </ul> <p>防災集団移転促進事業検討箇所：鹿島区8地区、原町区10地区、小高区9地区 計27地区</p> <p>災害公営住宅を整備し、市街地内の遊休地・空闲地を活用して街なかの活性化に寄与。併せて、被災者の移動支援を行うためのEV利活用。原町区災害公営住宅に隣接して交流施設・商業施設を配置。</p>		

地区名	復興の基本的な考え方
全区（共通）	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波被災地域の集落については、住宅地を安全な高台や市街地周辺及び市街地内に確保</li> <li>津波被害を受けた農地は、農用地として再生する一方、海岸防災林や再生可能エネルギー基地、工業団地として利活用</li> <li>再生可能エネルギーによりエネルギーの地産地消と安全・安心なまちづくり、新たな産業振興を促す機能の導入</li> <li>海岸部は鎮魂の森も兼ねる防災林を整備するとともに、市民が親しみを持つ海岸風景の再生、市民憩いの場としてのレクリエーション機能を導入し、自然と共生した環境の創造</li> </ul>
鹿島区	<ul style="list-style-type: none"> <li>真野川漁港の再生</li> <li>右田海岸の再整備</li> <li>牛島パークの再整備</li> </ul>
原町区	<ul style="list-style-type: none"> <li>北泉海浜総合公園をメモリアルパークとして再整備</li> <li>県立東ヶ丘公園を防災公園（広域避難公園）として整備</li> </ul>
小高区	<ul style="list-style-type: none"> <li>村上海岸の再整備</li> </ul>



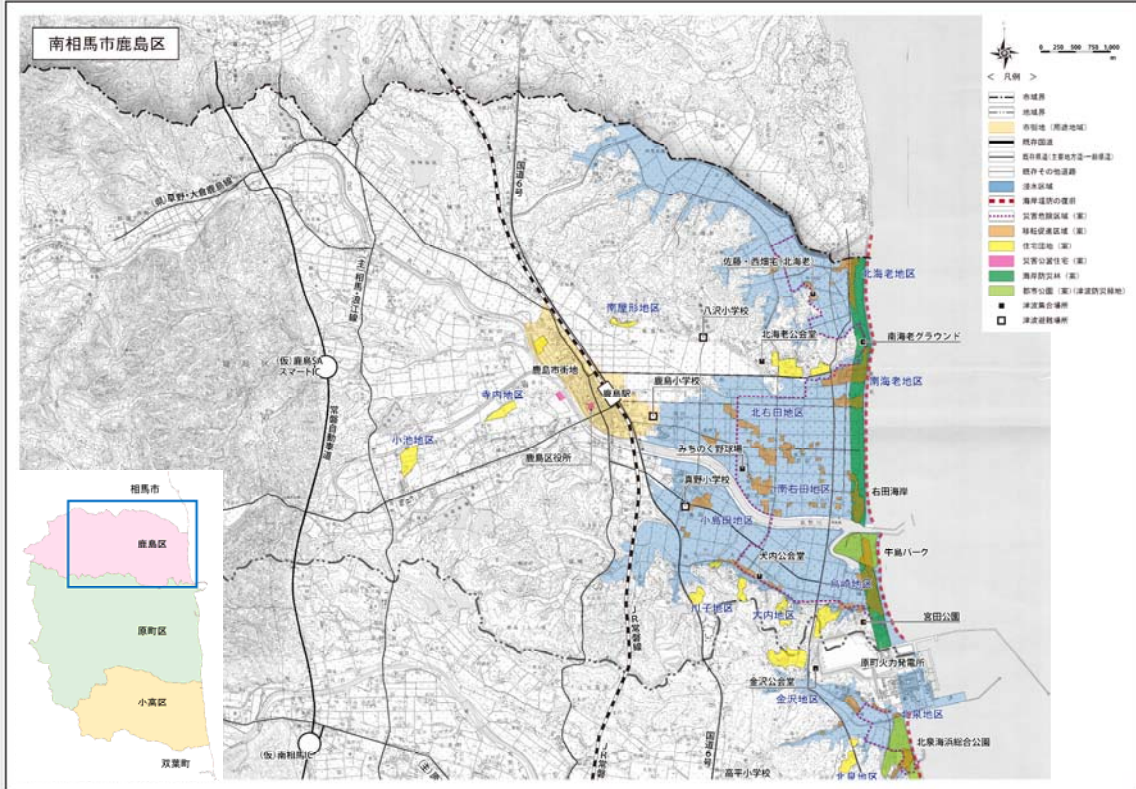
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その25)

南相馬市 調査総括表(3/8)

4. (1) 地区別復興方針(1)		鹿島区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)	10,806	都市計画	一部都計、非線引き、用途地域指定有
		役場・支所等	含む
土地利用(被災前)概況	海岸部に右田浜海水浴場やキャンプ場があり、その背後地は農地と集落地が点在している。漁業の拠点である真野川漁港がある。		
被災の状況	今次津波最大浸水深 15m 全壊(流失) 907棟、全壊(撤去) 106棟、全壊(条件付き再生可) 82棟、大規模半壊 33棟、半壊(床上浸水) 199棟、一部損壊(床下浸水) 83棟		
復興方針策定上留意すべき特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震、津波、原子力災害に伴う避難に伴い、仮設住宅が建設</li> <li>被災者の自立を促す生活基盤の再建</li> <li>地震・津波災害に対する防災や減災に十分配慮した安全な住環境の確保</li> <li>海岸部の防災林は地域の自然環境との調和や美しい景観に配慮</li> <li>震災による甚大な被害を受けたがこの逆境に負けず、地元産業の再生、新たな活力を創造する経済を復興</li> <li>原子力災害を克服し、原子力に依存しない安全・安心のまちづくりを推進</li> </ul>		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-③		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 整備の有無(現行嵩上げ)</li> <li>○ 堤防高 (T.P. 7.2m) (想定津波:L1)</li> <li>○ 整備主体:福島県</li> <li>○ 河川堤防の考え方:防潮堤の嵩上げに合わせて堤防高を嵩上げ</li> <li>○ 二線堤の考え方:県道等を嵩上げ</li> </ul>		
市街地の整備方針	基本的方針	生活基盤である住宅の出来るだけ早い移転を促進するため、既存集落との融合を図る配慮をして、被災した集落を安全な高台に移転	
	現位置整備地区の方針	-	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方:4m超の津波浸水区域 移転先:高台へ計8地区 整備手法:防災集団移転 移転の対象、方法:移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針:農地、海岸防災林、工業団地、再生可能エネルギー基地として整備	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	津波で被災した公会堂7施設(北右田、南右田、烏崎、南海老、港、大内、小島田)及び下水道施設の整備、災害公営住宅の整備	
	その他特記すべき方針	漁港再生ゾーンの拠点となる真野川漁港を復旧 右田浜海岸、牛島パークを再整備、工業団地を整備	
	整備スケジュール	H23.9～行政区ごとの被災世帯への説明会 →防災集団移転促進事業 平成23年度末 事業計画書作成 →災害公営住宅整備事業 平成23年度末 用地買収着手	
避難計画の考え方	防災行政無線等の整備による情報伝達体制の充実強化 一次避難場所→指定避難所→拠点避難所のネットワーク強化		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転促進区域内及び移転先団地の住民合意形成・土地所有者の合意形成 既存集落と新集落の地域コミュニティ形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
住宅再建アンケートを踏まえ、住民の意向を尊重する集落での移転を基本とした、高台への移転を基本案とする方針で検討 比較案は、住民意向による防災集団移転先の比較とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の意向に関するもの</li> <li>・住宅再建アンケート(8月実施)及び住民説明会(9月以降実施)より、「集落毎に津波被害の無い高台に移転したい」意向が多かった</li> <li>○事業実施のフィージビリティ及び津波浸水予測シミュレーション</li> <li>・住民意向及び二線堤の整備検討を行ったが、事業費、施工性、事業期間の観点から現実的ではないと判断し、高台への移転を採用した</li> </ul>		

南相馬市 調査総括表(4/8)

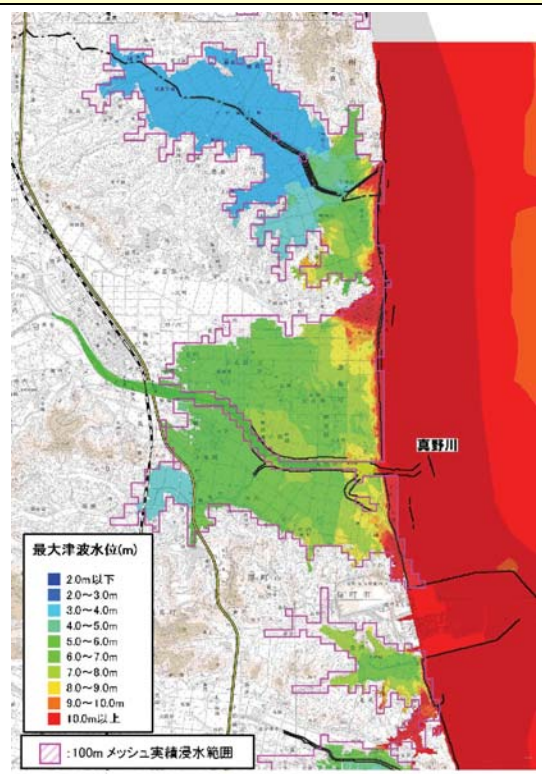
(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載) ※L2 堤防破壊防なし,二線堤設定なし, 防災林整備(堤防裏から200m)

市街地整備がない場合

市街地整備後



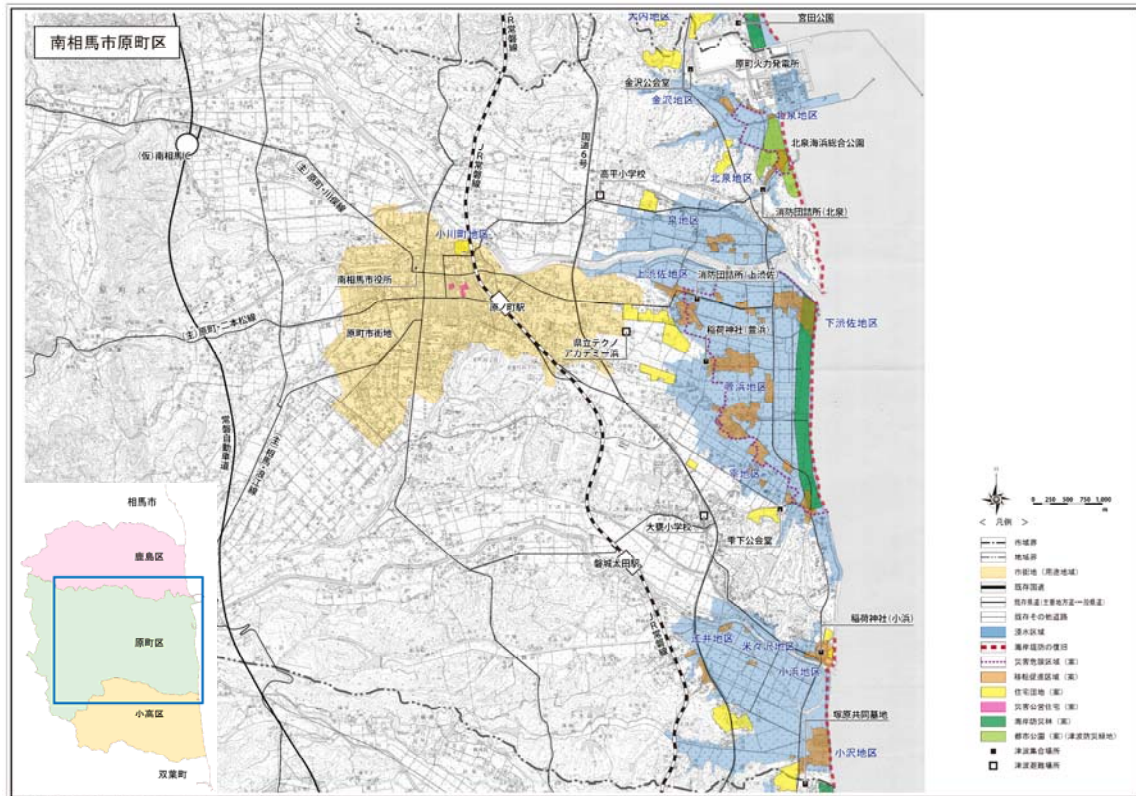
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その25)

南相馬市 調査総括表(5/8)

4. (2) 地区別復興方針(2)		原町区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)	19,849	都市計画	一部都計、非線引き、用途地域指定有
		役場・支所等	含む
土地利用(被災前)概況	海岸部北側には北泉海浜総合公園、北泉海水浴場があり、その背後地は農地と集落地が点在している。		
被災の状況	今次津波最大浸水深 11m 全壊(流失) 981棟、全壊(撤去) 134棟、全壊(条件付き再生可) 37棟、大規模半壊 36棟、半壊(床上浸水) 221棟、一部損壊(床下浸水) 33棟		
復興方針策定上留意すべき特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>地震、津波、原子力災害に伴う避難に伴い、仮設住宅が建設</li> <li>被災者の自立を促す生活基盤の再建</li> <li>地震・津波災害に対する防災や減災に十分配慮した安全な住環境の確保</li> <li>海岸部の防災林は地域の自然環境との調和や美しい景観に配慮</li> <li>震災による甚大な被害を受けたがこの逆境に負けず、地元産業の再生、新たな活力を創造する経済を復興</li> <li>原子力災害を克服し、原子力に依存しない安全・安心のまちづくりを推進</li> </ul>		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-③		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備の有無(現行嵩上げ)</li> <li>堤防高 (T.P. 7.2m) (想定津波:L1)</li> <li>整備主体:福島県</li> <li>河川堤防の考え方:防潮堤の嵩上げに合わせて堤防高を嵩上げ</li> <li>二線堤の考え方:県道等を嵩上げ</li> </ul>		
市街地の整備方針	基本的方針	生活基盤である住宅の出来るだけ早い移転を促進するため、既存集落との融合を図る配慮をして、被災した集落を安全な高台に移転	
	現位置整備地区の方針	-	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方:4m超の津波浸水区域 移転先:高台へ計10地区 整備手法:防災集団移転 移転の対象、方法:移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針:農地、海岸防災林、工業団地、再生可能エネルギー基地として整備	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	津波で被災した公会堂7施設(上洪佐、下洪佐、北萱浜、萱浜、小浜、小沢、北泉)及び下水道施設の整備、災害公営住宅の整備	
	その他特記すべき方針	北泉海浜総合公園をメモリアルパークとして再整備 工業団地を整備	
	整備スケジュール	H23.9~行政区ごとの被災世帯への説明会 →防災集団移転促進事業 平成23年度末 事業計画書作成 →災害公営住宅整備事業 平成23年度末 用地買収着手	
避難計画の考え方	防災行政無線等の整備による情報伝達体制の充実強化 一次避難場所→指定避難所→拠点避難所のネットワーク強化		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	移転促進区域内及び移転先団地の住民合意形成・土地所有者の合意形成 既存集落と新集落の地域コミュニティ形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
住宅再建アンケートを踏まえ、住民の意向を尊重する集落での移転を基本とした、高台への移転を基本案とする方針で検討 比較案は、住民意向による防災集団移転先の比較とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の意向に関するもの</li> <li>・住宅再建アンケート(8月実施)及び住民説明会(9月以降実施)より、「集落毎に津波被害の無い高台に移転したい」意向が多かった</li> <li>○事業実施のフィージビリティ及び津波浸水予測シミュレーション</li> <li>・住民意向及び二線堤の整備検討を行ったが、事業費、施工性、事業期間の観点から現実的ではないと判断し、高台への移転を採用した</li> </ul>		

南相馬市 調査総括表(6/8)

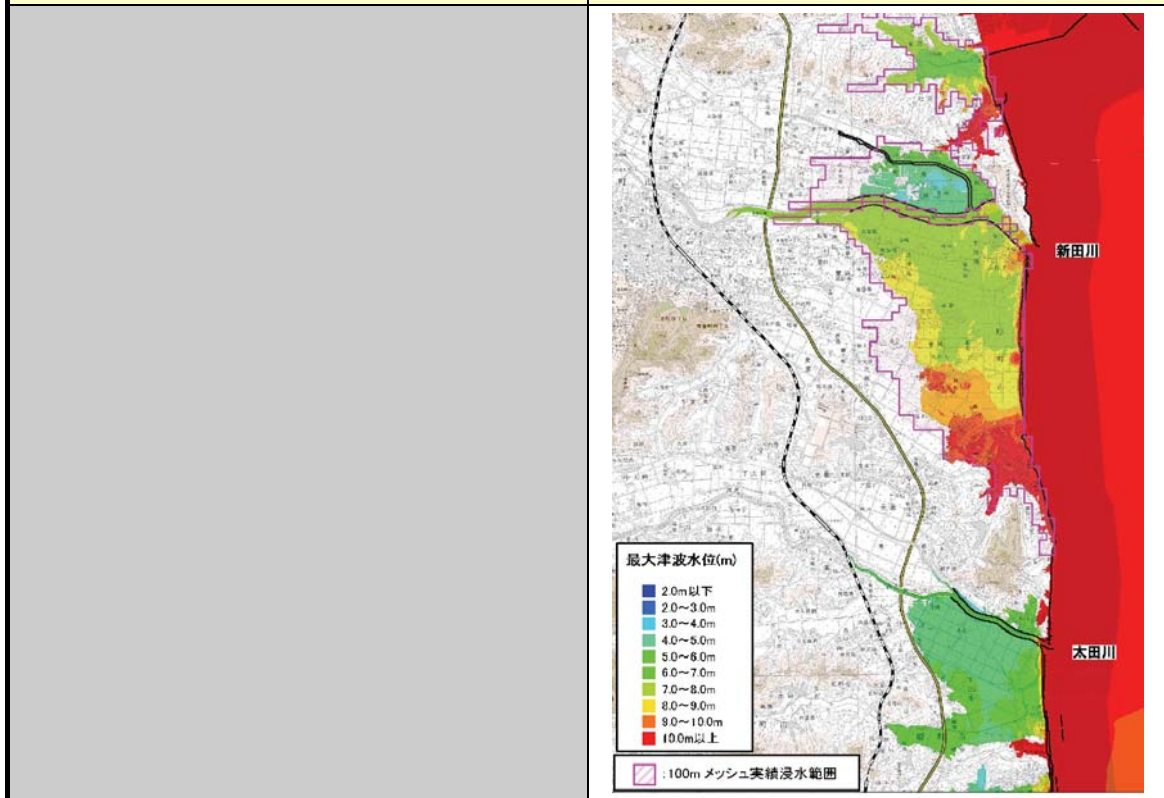
(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載) ※L2 堤防破堤防なし,二線堤設定なし, 防災林整備(堤防裏から200m)

市街地整備がない場合

市街地整備後



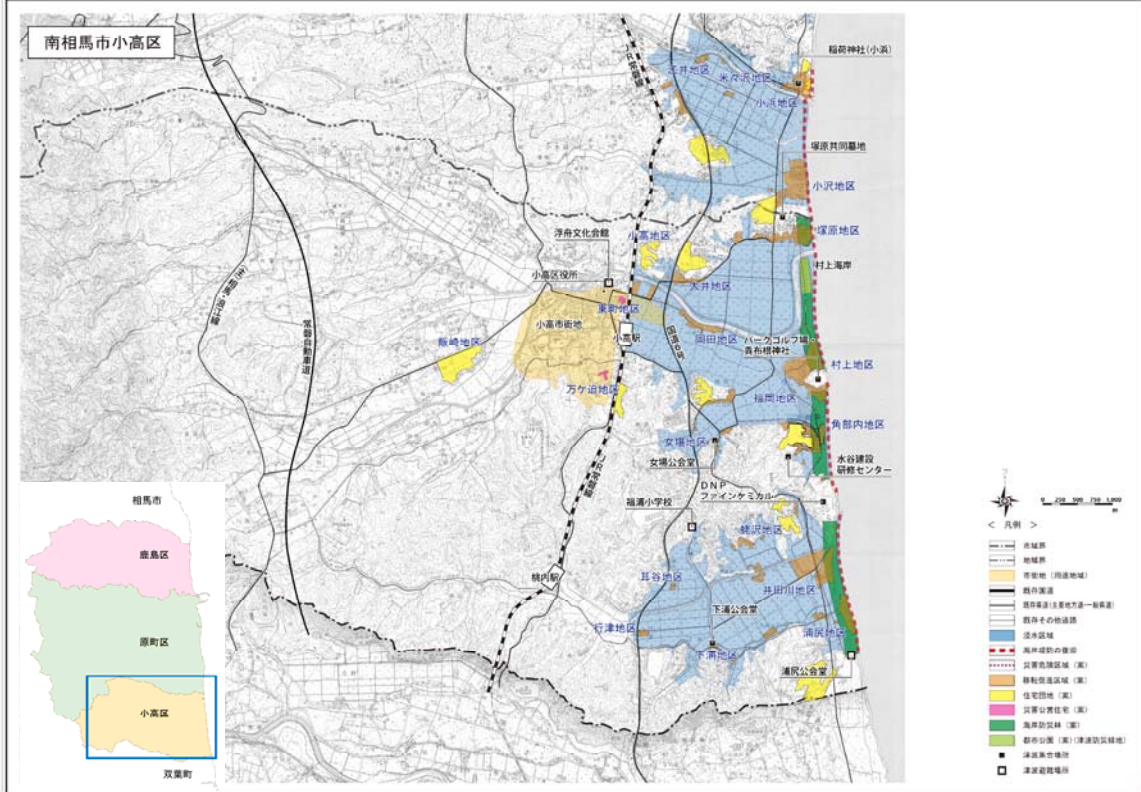
東日本大震災の被災状況に対応した市街地復興パターン概略検討業務(その25)

南相馬市 調査総括表(7/8)

4. (3) 地区別復興方針(3)		小高区	
(1) 地区の概況			
面積(ha)	9,195	都市計画	一部都計、非線引き、用途地域指定有
		役場・支所等	含む
土地利用(被災前)概況	海岸部に村上海岸、海水浴場、松林がありその背後地は農地と集落地が点在		
被災の状況	今次津波最大浸水深 7m 全壊(流失) 987棟、大規模半壊 31棟、半壊(床上浸水) 425棟、一部損壊(床下浸水) 7棟 ※現在建物被災状況調査中であるため、罹災証明を根拠とした数値。		
復興方針策定上留意すべき特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>原子力災害に伴う警戒区域設定に伴い、震災後、人の立ち入りが禁止</li> <li>被災者の自立を促す生活基盤の再建</li> <li>地震・津波災害に対する防災や減災に十分配慮した安全な住環境の確保</li> <li>海岸部の防災林は地域の自然環境との調和や美しい景観に配慮</li> <li>震災による甚大な被害を受けたがこの逆境に負けず、地元産業の再生、新たな活力を創造する経済を復興</li> <li>原子力災害を克服し、原子力に依存しない安全・安心のまちづくりを推進</li> </ul>		
(2) 地区の整備方針			
復興のパターン	B-③		
堤防等の整備方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 整備の有無(現行嵩上げ)</li> <li>○ 堤防高 (T.P. 7.2m) (想定津波:L1)</li> <li>○ 整備主体:福島県</li> <li>○ 河川堤防の考え方:防潮堤の嵩上げに合わせて堤防高を嵩上げ</li> <li>○ 二線堤の考え方:警戒区域解除後、現地被災状況を勘案し県道等嵩上げ</li> </ul>		
市街地の整備方針	基本的方針	生活基盤である住宅の出来るだけ早い移転を促進するため、既存集落との融合を図る配慮をして、被災した集落を安全な高台に移転	
	現位置整備地区の方針	-	
	移転区域の方針	移転区域の範囲・考え方:4m越の津波浸水区域 移転先:高台へ計9地区 整備手法:防災集団移転 移転の対象、方法:移転促進区域内の住宅、防災集団移転促進事業 移転跡地の土地利用方針:農地、海岸防災林、工業団地、再生可能エネルギー基地として整備	
	土地利用規制の方針	移転促進区域については、建築基準法第39条による住居系用途の制限	
	公共公益施設の方針	津波で被災した公会堂7施設(塚原、川原田、村上、下蛭沢、角部内、下浦、井田川)及び上下水道施設の整備、街なかの災害公営住宅の整備	
	その他特記すべき方針	小高地区は3地区の中で地盤条件が最も悪いこと、地震により家屋倒壊等の被害 津波による浸水が市街地に及んでおり市街地復旧が課題 村上海岸を再整備、工業団地を整備	
整備スケジュール	警戒区域解除後、現地被災状況を勘案し整備スケジュールを作成		
避難計画の考え方	防災行政無線等の整備による情報伝達体制の充実強化 一次避難場所→指定避難所→拠点避難所のネットワーク強化		
(3) 実現に向けての課題			
実現に向けての課題	基盤整備の破壊状況が他地区と比べて悪いことから復旧を急ぐ必要がある 移転促進区域内及び移転先団地の住民合意形成・土地所有者の合意形成 既存集落と新集落の地域コミュニティ形成		
(4) 比較した代替案			
上記以外の比較案	上記構想案採用に至った理由		
住宅再建アンケートを踏まえ、住民の意向を尊重する集落での移転を基本とした、高台への移転を基本案とする方針で検討 比較案は、住民意向による防災集団移転先の比較とする	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民の意向に関するもの</li> <li>・住宅再建アンケート(8月実施)及び住民説明会(9月以降実施)より、「集落毎に津波被害の無い高台に移転したい」意向が多かった</li> <li>○事業実施のフィージビリティ及び津波浸水予測シミュレーション</li> <li>・住民意向及び二線堤の整備検討を行ったが、事業費、施工性、事業期間の観点から現実的ではないと判断し、高台への移転を採用した</li> </ul>		

南相馬市 調査総括表(8/8)

(5)地区別構想図



(6)津波シミュレーション状況図(想定津波:L2or 今次津波記載) ※L2 堤防破壊防なし,二線堤設定なし, 防災林整備(堤防裏から200m)

市街地整備がない場合

市街地整備後

